



島根県報

平成22年3月16日（火）

第2,170号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 (情 報 政 策 課) 2

島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則 (農 業 経 営 課) 2

【告 示】

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部改正 (農 業 経 営 課) 3

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部改正 (") 3

島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の廃止 (") 3

旧島根県経営体育成総合融資制度資金利子補給金交付要綱の廃止 (") 3

旧企業の農業法人育成推進利子補給金交付要綱の廃止 (") 3

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱の廃止 (") 3

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 4

森林法第189条の規定による掲示及び告示 (") 4

土地収用法の規定による事業の認定（2件） (用 地 対 策 課) 5

【公 告】

平成21年度後期技能検定の合格者 (雇 用 政 策 課) 8

【特定調達公告】

排水ポンプ車調達に係る一般競争入札の落札者等 (河 川 課) 12

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る
一般競争入札の落札者等 (下 水 道 推 進 課) 12

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す
る者の総数の50分の1及び3分の1の数 13

【正 誤】

平成18年5月23日付け島根県報第1,779号中 (森 林 整 備 課) 14

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

島根県屋外広告物条例施行規則の規定による講習会受講願書の提出について、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等に追加することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成22年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

奨学金の貸与目的を農業を担う人材等の確保及び充実に改めることとした。（第 1 条関係）

2 施行期日

平成22年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表島根県砂防指定地管理条例（平成15年島根県条例第32号）の項の次に次のように加える。

島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）	第12条第 2 項	講習会受講願書の提出
--------------------------------	-----------	------------

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校奨学金貸与規則（昭和60年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「農業後継者」を「農業を担う人材」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第179号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

9 加茂地域の項中「加茂町全域」を「加茂町のうち次の図面の赤色で着色した部分（平成21年島根県告示第269号に規定する雲南都市計画用途地域）を除く区域」に改める。

島根県告示第180号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3 木次地域の項中「木次都市計画用途地域」の次に「、平成21年4月1日島根県告示第269号に規定する雲南都市計画用途地域」を加え、4 三刀屋地域の項中「保安林」の次に「、平成21年島根県告示第269号に規定する雲南都市計画用途地域」を加える。

島根県告示第181号

島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成6年島根県告示第1040号）は廃止し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第182号

旧島根県経営体育成総合融資制度資金利子補給金交付要綱（平成6年島根県告示第1041号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同要綱は廃止し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第183号

旧企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱（平成14年島根県告示第384号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同要綱は廃止し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第184号

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱（平成18年島根県告示第392号）は廃止し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月16日

島根県告示第185号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市島根町加賀字向田5755-1、5819
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第186号

平成22年島根県告示第38号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所及び斐川町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
松江市西忌部町字空山2431-10	森脇 光晴	松江市西忌部町968
松江市西忌部町字空山2431-10	本田 新吉	松江市西忌部町928
雲南市大東町中湯石2258	吉田 進	雲南市大東町中湯石126
雲南市大東町中湯石2258	新田 幸太郎	雲南市大東町中湯石46
雲南市三刀屋町乙加宮1196-1	板垣 為市	
出雲市唐川町字鈴ヶ谷東244	荒木 文夫	松江市上乃木2466-1
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1、字釜庭ハ327	奥野 昌平	大田市三瓶町志学ロ354-2
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1	竹下 ウタ	大田市三瓶町志学ハ197
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1、字釜庭ハ327	大草 正寛	大田市三瓶町志学ハ168
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1、字釜庭ハ	松本 量雄	大田市三瓶町志学ハ243内1

327		
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1、字釜庭ハ	塚本 伊三郎	大田市三瓶町志学ハ9
327		
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1	西尾 定二郎	高知県安藝郡田野町4564
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1、字釜庭ハ	尾崎 諭孝	大田市三瓶町志学ハ245-2
327		
簸川郡斐川町大字阿宮1029-1、1029-4	多々納 肇	簸川郡斐川町大字阿宮1128
簸川郡斐川町大字阿宮2319-2、2319-7、	保科 ツネコ	簸川郡斐川町大字阿宮1025
2319-8		
簸川郡斐川町大字阿宮2320-3	保科 初美	簸川郡斐川町大字阿宮1026

島根県告示第187号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成22年 3 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

松江市

2 事業の種類

法田地区漁業集落環境整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県松江市美保関町諸喰地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、島根県松江市美保関町法田地区（以下「本地区」という。）における法田地区漁業集落環境整備事業（以下「本事業」という。）である。申請に係る起業地は、本事業のうち用地買収を必要とする処理施設部分であり上記のとおりである。

本事業は、漁業集落環境整備事業実施要領（昭和53年7月10日付け53水港第3598号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施するもので、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に該当する事業である。

したがって、本事業は法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である松江市（以下「起業者」という。）は、水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）による補助金の交付を受け、また起債等による財源措置を講じ、同市議会の議決を受けているので、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本地区は、日本海に面した採貝藻漁、1本釣り漁などの漁業を基幹産業とする人口96人（平成20年3月31日現

在)の漁業集落である。

近年、食生活の変化、合成洗剤の使用などを原因として、本地区においても生活雑排水の水質が悪化してきた。生活雑排水のほとんどが処理されず、集落内の水路、河川及び日本海に流された結果、集落内の河川や日本海などの公共用水域の水質悪化が深刻な問題となってきた。

本事業は、かかる状況に対処するため、本地区内の各家庭から排出される生活雑排水を市道釣鉾山燈台線などの道路に設置した管路施設や中継ポンプ施設によって処理施設へ収集し、そこで環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2に定めるBOD基準及び排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2に定めるSS基準に適合するよう処理した上で公共用水域へと放流しようとするものである。

本事業の工事施工に伴う通行規制、騒音、振動等の問題については必要最小限に抑制し、また処理施設の運用に伴い発生する臭気については、脱臭設備を設けて解消に努めていくこととされており、地区住民と協議を行い、合意が得られたうえで事業を推進するものとされている。

よって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者が現地踏査を行い、起業地内における希少動植物及び文化財については存しないことを確認している。

よって、本事業の施行により失われる利益は極めて軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用している。

よって、本事業計画は合理的なものであると考えられる。

以上のとおり、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められる。したがって、本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 早期施行の必要性

(3)で述べたとおり、本地区における公共用水域の水質悪化の状況をかんがみるに、できるだけ早期に対策をする必要性が認められる。

本事業に対して本地区住民によるアンケート調査を行ったところ、上記の状況について改善を望む声が強く、また、本事業実施後の分担金負担についても本地区ほぼ全世帯から同意を得ていることから、本事業の早期実現に対する要望は非常に強いものと判断できる。

よって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本事業に係る起業地は、地区の人口や汚水量のほか、集落の形態、地形及び地質、地下埋設物、住民の意見、施設の維持管理等を考慮し、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や浄化槽法（昭和58年法律第43号）等の各種法令、基準、指針等に基づき設計した必要最小限の集落排水施設であり、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲に当たることから、収用・使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

以上のとおり本事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、本事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所（建設部下水道業務課）

島根県告示第188号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成22年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

松江市

2 事業の種類

諸喰地区漁業集落環境整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県松江市美保関町諸喰地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、島根県松江市美保関町諸喰地内（以下「本地区」という。）における諸喰地区漁業集落環境整備事業（以下「本事業」という。）である。申請に係る起業地は、本事業のうち用地買収を必要とする処理施設部分であり上記のとおりである。

本事業は、漁業集落環境整備事業実施要領（昭和53年7月10日付け53水港第3598号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施するもので、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に該当する事業である。

したがって、本事業は法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である松江市（以下「起業者」という。）は、水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）による補助金の交付を受け、また起債等による財源措置を講じ、同市議会の議決を受けているので、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本地区は、日本海に面した採貝藻漁、1本釣り漁などの漁業を基幹産業とする人口83人（平成20年3月31日現在）の漁業集落である。

近年、食生活の変化、合成洗剤の使用などを原因として、本地区においても生活雑排水の水質が悪化してきた。生活雑排水のほとんどが処理されず、集落内の水路、河川及び日本海に流された結果、集落内の河川や日本海などの公共用水域の水質悪化が深刻な問題となってきた。

本事業は、かかる状況に対処するため、本地区内の各家庭から排出される生活雑排水を市道福浦諸喰線などの道路に設置した管路施設や中継ポンプ施設によって処理施設へ収集し、そこで環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2に定めるBOD基準及び排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2に定めるSS基準に適合するよう処理した上で公共用水域へと放流しようとするものである。

本事業の工事施工に伴う通行規制、騒音、振動等の問題については必要最小限に抑制し、また処理施設の運用に伴い発生する臭気については、脱臭設備を設けて解消に努めていくこととされており、地区住民と協議を行い、合

意が得られたうえで事業を推進するものとされている。

よって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者が現地踏査を行い、起業地内における希少動植物及び文化財については存しないことを確認している。

よって、本事業の施行により失われる利益は極めて軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用している。

よって、本事業計画は合理的なものであると考えられる。

以上のとおり、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められる。したがって、本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 早期施行の必要性

(3)で述べたとおり、本地区における公共用水域の水質悪化の状況をかんがみるに、できるだけ早期に対策をする必要性が認められる。

本事業に対して本地区住民によるアンケート調査を行ったところ、上記の状況について改善を望む声が多く、また、本事業実施後の分担金負担についても本地区ほぼ全世帯から同意を得ていることから、本事業の早期実現に対する要望は非常に強いものと判断できる。

よって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本事業に係る起業地は、地区の人口や汚水量のほか、集落の形態、地形及び地質、地下埋設物、住民の意見、施設の維持管理等を考慮し、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や浄化槽法（昭和58年法律第43号）等の各種法令、基準、指針等に基づき設計した必要最小限の集落排水施設であり、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲に当たることから、収用・使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

以上のとおり本事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、本事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所（建設部下水道業務課）

公

告

平成21年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成22年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

特級技能検定

金属熱処理

A 甲0004 A 甲0007 B 0001

機械加工

B0001

仕上げ

B0001 B0002

機械検査

B0001

機械保全

A甲0002 A甲0003 A甲0004 B0001 B0003

1級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0011 C0001

機械加工（普通旋盤作業）

D0001

工場板金（機械板金作業）

B0002

機械検査（機械検査作業）

A甲0003

機械保全（機械系保全作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0013 A甲0014
A甲0015 A甲0017 A甲0018 A甲0021 A甲0028 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0035 A甲0037
A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0041 A甲0042 A甲0043 A甲0044 A甲0046 A甲0047 A甲0048
A甲0053 A甲0054 B0001 B0006 B0007 B0010 B0011 B0012 B0016 B0017 B0020 B0021
B0022 B0023 B0024 B0025 B0026 C0003 C0004 C0005 C0006 C0008 C0010 C0011

機械保全（電気系保全作業）

A甲0002

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 C0002 C0003

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

B0001 C0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0001 A甲0003 B0001

菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0001

酒造（清酒製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 C0001 C0002

建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 B0001 C0003 C0004 C0005 C0006

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0004 A甲0006 A甲0013 A甲0018 A甲0019 B0001 C0004

配管（建築配管作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0006 A 甲0008 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0016 A 甲0017 A 甲0018 B 0001
B 0002 B 0003 B 0004 B 0006 C 0001 C 0003 C 0005 C 0007

型枠施工 (型枠工事作業)

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013
A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0017 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0021 C 0001

鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)

A 甲0005 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0012 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0017 A 甲0018

コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007

防水施工 (合成ゴム系シート防水工事作業)

C 0001

防水施工 (塩化ビニル系シート防水工事作業)

A 甲0001 A 甲0003 C 0001 C 0002 C 0003 C 0004 C 0005 C 0006

防水施工 (改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)

A 甲0001 C 0001

ガラス施工 (ガラス工事作業)

A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005

機械・プラント製図 (機械製図CAD作業)

A 甲0002 A 甲0004 B 0001

塗装 (鋼橋塗装作業)

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 C 0001 C 0002 C 0003 C 0004 C 0005 C 0007 C 0008 C 0009
C 0010 C 0011 C 0012 D 0001

義肢・装具製作 (義肢製作作業)

A 甲0001 B 0001 C 0001 C 0002

義肢・装具製作 (装具製作作業)

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003

2級技能検定

さく井 (ロータリー式さく井工事作業)

A 甲0001 A 甲0003 C 0001 C 0002

機械検査 (機械検査作業)

A 甲0001 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0012 A 甲0018 B 0001 C 0002 C 0003

機械保全 (機械系保全作業)

A 甲0005 A 甲0010 A 甲0020 A 甲0025 A 甲0026 A 甲0030 A 甲0034 A 甲0038 A 甲0040 A 甲0053
A 甲0055 A 甲0056 A 甲0057 A 甲0059 A 甲0060 A 甲0061 A 甲0066 A 甲0067 A 甲0068 A 甲0069
B 0002 B 0004 B 0016 C 0002 C 0003 C 0004 C 0008 C 0010 C 0013 C 0015 D 0001

機械保全 (電気系保全作業)

A 甲0001 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009

電気機器組立て (シーケンス制御作業)

A 甲0004

油圧装置調整 (油圧装置調整作業)

A 甲0001 A 甲0004 A 甲0005

農業機械整備 (農業機械整備作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0011 B0001

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0005 B0001

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

B0001

菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0001 A甲0002

酒造（清酒製造作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005

建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0006 A甲0009 A甲0010 A甲0011 B0002 C0001 C0002 C0003 C0004
C0005 C0006 D0001

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0007 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013
A甲0014 C0001 C0004 C0006

配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0009 A甲0011 A甲0012
A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0024
A甲0027 A甲0030 B0002 B0003 B0004 B0005 C0001

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 B0001 B0002 B0003

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

A甲0001

ガラス施工（ガラス工事作業）

A甲0001 A甲0002 B0001 C0001

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0004 A甲0005 C0001 C0003

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

B0001

金属材料試験（機械試験作業）

A甲0001 A甲0002

金属材料試験（組織試験作業）

A甲0001

塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0001

義肢・装具製作（義肢製作作業）

A甲0001

義肢・装具製作（装具製作作業）

A 甲0001 A 甲0004

3級技能検定

機械検査（機械検査作業）

A 甲0001 A 甲0005 A 甲0012 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023

A 甲0024 A 甲0026 A 甲0030 A 甲0032 A 甲0033 A 甲0035 A 甲0036 A 甲0038 A 甲0039 A 甲0040

B 0001 B 0002 C 0001 C 0002

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A 甲0001

建築大工（大工工事作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010

配管（建築配管作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005

単一等級技能検定

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

A 甲0001 A 甲0003

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量
排水ポンプ車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部河川課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年 2月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
山陰クボタ水道用材株式会社 島根県松江市平成町182番地15
- 5 落札金額
36,225,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成22年 1月15日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第

83号) 第9条の規定により公告する。

平成22年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年 3月 8日
- 4 落札者の氏名及び住所
宇部・山陽ロジス・JR貨物・萩森・クリエイト共同企業体
山口県宇部市大字小串1978番地の2
- 5 落札金額
137,487,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成22年 1月26日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成22年 3月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,920 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166,000 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 八束選挙区 | 3,824 |
| 仁多選挙区 | 4,221 |
| 簸川選挙区 | 7,459 |
| 邑智選挙区 | 6,272 |
| 鹿足選挙区 | 4,514 |
| 隠岐選挙区 | 6,299 |

松江選挙区	52,046
浜田選挙区	16,612
出雲選挙区	39,306
益田選挙区	14,087
大田選挙区	11,071
安来選挙区	11,846
江津選挙区	7,356
雲南・飯石選挙区	13,757

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
- 166,000

正 誤

平成18年5月23日付け島根県報第1,779号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から14	道路用地	ダム用地